

京大教授・関口鏝太郎博士

大別府公園設計書

昭和十二年八月

観光課寫

大別府公園計畫目次

緒

言

第一 現代都市に於ける公園の使命

第二 現代都市の公園計畫

一 公園の種類

(一) 児童公園

(二) 近隣運動公園

(三) 綜合運動公園

(四) 廣場

(五) 近隣普通公園

(六) 綜合普通公園

12815



- (七) 自然公園
 - (八) 道路公園
 - (九) 動物園
 - (一〇) 植物園
 - (一一) 水浴、空気浴及び日光浴場
 - (一二) コルフ場
 - (一三) 野営場
 - (一四) 社寺の林苑
 - (一五) 公園式並空地
 - (一六) 分區園
- 二、公園の面積
- (一) 各種公園の面積
 - (二) 公園全体の面積

第三

大別府の公園計画

- 一、公園並に公園類似施設の現況
 - (一) 公園
 - (二) 公園
 - (三) 遊園地
 - (四) 運動場
 - (五) 四季户外运动地
 - (六) 遊覧見地
 - (七) キャンス場
 - (八) 小学児童遊足場
- 二、公園計画の二方面
- 三、公園の配置
- 四、公園計画の区域

三、公園都市としての計画

(一) 計画区域

(二) 道路計画

イ、自動車道路

A. 小迴遊路

B. 中迴遊路

C. 大迴遊路

ロ、遊歩道路

ハ、探勝歩道

ニ、登山歩道

(三) 緑地計画

イ、利用不可能地域

ロ、利用地域

四、各種公園の設置計画

(一) 公園の面積

(二) 公園の種類と配置

(三) 特殊の公園

イ、動物園と植物園

ロ、水浴、空気浴及び日光浴場

ハ、プール場

ニ、野営場

ホ、社寺の林苑

ヘ、公園式墓地

ト、分区分園

五、附言

(一) 別荘観光會館

- (一) ホテル
- (二) 外人地域
- (三) 海岸の取扱
- (四) 娯楽棧橋
- (五)

附圖

二枚

(以上)

大別府公園計畫

関口 鏝太郎



緒言

別府は温泉都としてあまりにも有名である。今や日本の別府たるに止まらず世界の別府となった。だが別府を以て四甲に温泉の都としてのみ見るとは大なる誤りである。別府が風景的にも保健的にも非常に勝れた場所であるといふ事々の認識が一般の人々にあまりにも稀薄である事と痛歎せざるを得ない。

従来別府といへば直ぐに温泉と想ひ、別府へ行くといふ事は温泉に浸り温泉情緒を味ふといふ事が目的の全部であるかの

入り地獄廻りをなし、遊園地に遊び、尚ほ余裕のある人は、由布院、耶馬溪、鐘乳洞まで遊覧自動車で往復するといった程である。これでは折角別荘へ来たかう僅かに別荘の一部を覗いたといふに過ぎぬといのである。

別荘は其の前方に紺碧の別荘環湖を控へ後方周囲には海拔一五八四米の由布、一三七五米の鶴ヶ峰を始めとして大小の山岳相連り、その下方には丘陵、溪谷、森林、泉野、湖水、河川等、多種多様の景観を現出し温泉地山といはれ、溪といはず、海といはず、川といはず、また田畑、平野、丘陵の別なく到る處に湧出しこゝろ。而して気候はその場所を遊覧自動車によつて冬にも夏にも適じあり、山野湖海は散策に絶好の場所である。この十数ヶ所の自然の風景、保健的環境として豊富無量の泉量

と多種多様な泉質と温泉分布区域の廣大なること及び海陸内外の交通の至便である事とは既に別荘の保養地、遊覧地として世界に誇り得る長所であるといはなければならぬ。かくの如く別荘は自然的條件に最もよく恵まれているに因らば、その開発利用が十分に行はれないのみならず、一部には破壊さへ行はれてゐる。之を如何に肉死し利用し、保護して行くか、ここに公園計画の根本がかけられなければならぬと思ふのである。

第一 現代都市に於ける公園の使命

大別府公園計画の本論に入るに先づ、一、現代都市に於ける

公園の使命並に一般都市の公園計画並に就て述べてみようと
思ふ。

現代都市に於ける公園の使命は何であるか。

都市の公園計画並に構つるに當つては先づ第一にこの点を明かに
しなくてはならぬ。最近数年以前までは都市の公園といへ
ば他人の庭園を開放或は拡大した如きもので、大體主観的
観土質に從立つ位のものであつた。そして市民日常生活の利用といふ事
よりも先づ都市の一般裝飾物の如く見られてゐたのである。従つ
てその開放の如きも市民大衆の要求を満足せしめる事は出来
なかつた。

然し現代都市に於ける公園の使命は決して如何の範圍に止まらな
くない。仰かれ公園は現代都市の構成要素として道路上下
水運や學校その他公共施設物と同様欠ぐべからざるものとせらる。

この重要度を益々高めつゝある。即ちその使命の重
なるを列挙すれば次の如くである。

(イ) 保健、衛生

都市には家屋密集し、空地に乏しきが故に採光通風が不十分
であり又市民の大多數は屋内にて生活するが故に保健衛生上
甚かを宣しきない。公園はかゝる中にある市民に日光を新鮮
な空氣を供給する場所となるのであつて、その意味に於て泰西
の學者は公園を稱して「都市の窓である」とか「都市の肺臓だ
である」といふのである。

(ロ) 体育運動

最近わが政府は庶政一新の一項目として保健國策を策定してゐる。
であるが、わが國民の才力も劣弱である事は先づ心に堪へな
いものがある。消極的に病氣に罹らるやうにすると同時に、積極

的にものと頑丈な体格をつくらなければならぬ。然しそれ以外に
医療の普及と回復のより水道や下水等の衛生施設を充実
する事は必要である。更に市民が毎日一定の時間外に出
遊し、散歩運動の出来るやうな施設をする事も何等も主
要である。此等はかの敗戦大戦に敗けられたが、然しその後の
復興は他の戦捷と比較の出来まい位に進んでゐるであ
らう、而かもその復興の中心を何處においてゐるかと言ふに、
それは健全な肉体と精神をつくる」といふ事である。

即ち國の力は国民の身心の健康といふことにある。故に復興
の根本は國民の肉体、精神の健康を回復し、増進するにある
となし、爾來衛生的住宅の建造や公園運動場等の増設
に着手し、今日では實に感嘆に値する程の曲直空間にして
施設を有してゐるのである。今日のオリムピクスに於て世界

の成績を著し、はたといふのも決して偶然の事ではないのである。
我國に於ては國民体育の向上の爲め公園や運動場をもつと
現山につくらねばならぬ。

(八) 教化訓育

都市生活は市民をして段々自然から遠ざかりしめる。市民に自然
の知識を供給し、自然との接触による情操の涵養を忘れ
はならぬのである。即ち一般公園の外、動物園、植物園、教材園、
園藝習作園等の特殊公園も必要である。

(九) 防災保安

火事や地震の際に都市内の空地が如何に有難いものであるかは
實地を踏査しないもので内容。易に想像する事が出来よう。
関東大震災直後東京や横浜の市民の矛に叫んだと云ふの
ものは、一旦有事の際に避難の場となし、そして平時には

保健休養の場所とし、公園や広場や、広場道路を依山に造つて欲しいといふことであつた。近來は都市防空の上から公園設置が奨められてゐるのである。

この園や運動場は犯罪の防止減少といふ上から、重大な意味をもち、持つものなることが、欧米の識者によつて説かれてゐるのである。即ち公園や運動場は、少年達に通當な遊憩の場を供し、一般人の余暇利用に對しても健全な場所を與へるのである。

(木) 公園の親和

都市の人々、殊に新しく居を構へる人達は、お互に近くに住みながら、おなじ様な機会に、心なれなれ、親しみ合ふことをよく思ふ。公園は、多くの公園は、欠点を補ふ為にも大いに役立つものである。

(ハ) 観光経済

美しい公園を豊富に有する都市は、観光客を多く吸引し、得るのみならず、なほ、都市には、富裕な人達も集まり、都市の経済に好影響を與へるものである。又公園の新設される場合には、その周囲の地價は一般に騰貴するものである。

(ト) 風致美観

我々は、その日常の生活環境をよき出来、及び快適なものとするべく、欲するものであるが、その大よりも公園（広場や並木も含む）は最も重要な役目と有するものである。欧米に於ては公園設置の第一目的を都市の修飾、即ち風致美観といふことにある。時代もあるのである。

以上現代都市の公園の便益について、概述したのであるが、後の公園

園が何れの何年を果すと云ふ決には用かたないで、従つて現代都市には各種の公園を必要とし、又その位直に面積等に於いても適當な考慮を要するの事がある。是れは其の事に關しては次の項に述べることにする。

第七二 現代都市の公園計畫

都市の公園計畫を概するに當つては、その都市に必要な公園の種類、その配置、面積等について、而して全体と一つの有機的組織体に纏め上作らねばならぬ。従来、やり方は多く偶発的であつた時々の思ひつより、都市のあちこちに孤立的に設けられると云ふのが普通で公園相互の關係、都市全体と

しての公園組織についてはあまり考へられなかつたのである。その結果、公園の必要を現住民に痛感するやうになつては内容のみに實現出来ないと云ふやうな事になるのである。

一 公園の種類

現代都市の要する公園の種類は凡そ次の如きものである。

見立里公園

近隣運動公園

綜合運動公園

廣場

近隣普通公園

綜合普通公園

自然公園

道路公園

尚ほ、此等の外、特殊公園として次の如きものがある。

動物園

植物園

運動場及び競技場

水浴、空氣浴及び日光浴場

ゴルフ場

野営場

社寺の林苑

公園式所在地

分区園

以下、これ等の各につき、概略の説明を加へることとする。

(6)

(一) 児童公園

児童公園は之を分けし二種とする。一は五六才迄の子供の爲のもの也、即ち幼児公園であり、他は六七才より十四五才迄の子供の爲のもの、即ち学童公園である。

幼児公園は乳呑児より幼稚園に通ふ程迄の子供達から外に於て安全に遊戯し休息し且つ睡眠する場所であつて同時に同伴者の休息、慮慮安の場所ともなるものである。施設としては滑台、砂場、徒渉地、積木遊場、子供の家、遊戯室（諸玩具を備ふ）等の外、回廊、縁廊、腰掛、飲用水栓、手足洗方便所等が設けられ、植栽としては周囲植込、緑蔭樹、花壇、芝生等がある。敷地の地形は平坦を可とするも小丘の如きはあつても差支ない。位置は街郭の内部若くは交通少く街路に面するを可とする。時に集合住宅の屋上を用ふる

こともある。

次に学童公園は遊戯本能最も旺盛なる小學校程迄の子供を対象とするもので、大都市公園中最も重要且つ利用率の高いものである。此種公園の区規のものは所謂三区地割法による設計せられる。即ち

- (イ) 六—十一才位の子供の為の部分
 - (ロ) 十一—十四才位の男児の為の部分
 - (ハ) 十一—十四才位の女児の為の部分
- に區別する。此外本公園に日並日遊
- (ニ) 五才以下の子供の為の部分
- を加へる。

右以上の区割に於て(イ)及び(ハ)を合せし一區となすことあり、又区規のものを有り場合には上記の如き細き区分をなすべし。

ないのであるが理想としては、かくの如く細分する可とするべきである。

運動遊戯施設としては、ブランコ、滑台、ティーター、水平楫、棒、ホリゾンタルバー、ジャングルジム、メリーゴーラウンド、破璃、徒歩地等がおかれる。これ等運動遊戯具はなるべく各区の周圍部又は先端部にあき、中央部に含まるべきでない。自由広場とするやうにする。ブランコその他、他者には危険を及ぼすおそれある器具の周圍には保護柵を設ける必要がある。

運動遊戯施設としては上記の外に(ロ)には特にフレイクラウン、ドホーン、野球、排球、毬球、サッカー、ホッケー等の競技場、庭球場、トラック、フィールド、庭球場、水泳場等を設ける可とする。

その他一般施設としては、公園事務所、園下洗所、四阿、縁廊、腰楹、テラス、便所、材料置場、飲用水栓、手洗場、国旗掲揚所、緑蔭地、建物付近芝生に行ひ、なほ花園、風致園、教材園等も設置することもある。

本公園の地は平坦地とするも一部丘陵地があることも差支ない。位置は周囲の住宅より便利に到達し得るやうな所で、交通頻繁な街路を横切る必要を要しないとする。近來の学校に併設せられることを希望し、東京復興計画「園」の適例である。

(三) 近隣運動公園

本公園は半径二十五メートル以内一般男女の運動競技を行ふ場

所とするも普通児童の運動遊戯場を含むものである。而して本公園は單なる運動競技場と異なり、相當の林苑的取扱を要する。

此種公園の区規のものにありては次の五区に地割する。即ち

- (イ) 児童運動場
- (ロ) 女子運動場
- (ハ) 男子運動場
- (ニ) 運動館或はフィールドハウス区
- (ホ) 林苑区

の如くであつて(イ)に就ては前述児童公園の項を参照せられたい。

(ロ)は更に二つの部に分ち、一は各種運動遊戯目大を設備

しるる場所以比較的狭小なる地積を占め他は排球、籠球、テニス等の競技場及びトラッカー、フィールド等と含む場所以ありて比較的広大なる地積を占める。

(八)も大体(七)と同じく即ち二つの部分に分ちて一方には各種運動遊戯具を設備した比較的狭小なる地積の部分があり他方には排球、籠球、ソレイグラウンドホーン、庭球、野球、フットホーン、サッカー等の競技場やトラッカー、フィールド等を包含した比較的広大なる地積の部分がある。

(九) 運動館と稱するものは屋内に各種運動遊戯施設を有し、講堂、図書室、事務室、更衣室等を備へたもので、米玉ではカラス、物をフィールドハウスと稱し運動公園には普通に月々、遊戯となつてゐる。そして水泳場を設ける場合には、この建物を隣接してよくと便利である。

(ホ)の林苑区は所謂公園的な部分であつて林苑的植栽正行外、四阿、腰掛、卓子、音楽堂、野外戯場等を配し一般来園者の慰安、休養に充てる。又この中には幼児遊戯場を設けておきたい。

植栽は本区の外、園周囲部、各区劃線に當る部分、建築附近等に適宜行ふ。なほ本公園内には舟遊場、日光浴、空氣浴場、各種ウイーター、スポーツ場等を設ける事もある。本公園の敷地は大部分平坦なる地形である事を必要とするが、林苑区としての部分に對しては丘陵、地畠、水坑等があること差支ない。位置は電車、バス等の利用出来る便利なる所がよい。尚ほ、本公園は屬々中等学校に併設せられる。

(三) 綜合運動公園

本公園は一般近隣運動公園に見ゆる如く、特殊の運動競技施設を有する外、一般に施設が高級であつては準備してをり、四規の試合と行つて大衆に観覧せしむるの如く主たる使合となつてゐる。

一般施設としては陸上競技場、野球、蹴球、庭球、ホッケー、水泳相撲、弓術等の競技場があり、特殊の施設としてゴルフ場、冬期遊技施設、日光浴、空気浴場、馬術競技場、自轉車競走場、射的場、競漕場のあかゆる事もある。

主たる建築としては中央館と稱すべし、建築は各種屋内運動競技施設、事務室、選手室、来賓室、一医務室、親賓記者室、食堂等を備へ、観覧見席等の外、体育館、演武場等を別に設ける事もある。

以上の外若干の練習場やマスケームその他多人数の試合に適用する大広場や自轉車及自動車直場を設ける必要がある。

本公園の敷地は競技場等のもの、為には平坦地を設けよのであつた、土地に起伏ある場合その陸上起部を観覧見席として巧みに利用をまゐる場合がある。

位置直は都市の各方面より電車、汽車、自動車等に便利に達し得らる如きところで、郊外の団地や森林の中等は空気清浄の場取がよい。

(四) 広場

(イ) 広場の種類

広場は比較的、面積、土地があつて、交通の便や市場、集會

